

群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画の概要

令和8年〇月

【策定の趣旨】

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年6月14日法律第182号）」に基づき、国が令和12年度を目標とした「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための方針」を令和7年4月に定めました。この方針に基づき、本県の今後5年を見据えた「群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定し、酪農及び肉用牛生産の振興を図ります。

【位置づけ・期間】

本県における酪農・肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進し、あわせて牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給を図るため、本計画の実現に向け、県は各種施策を実施します。計画の期間は、令和5年度を現在とし、令和12年度を目標年度とします。

【計画内容】

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 群馬県の酪農及び肉用牛における生産基盤の現状

本県の畜産は、大消費地に近い有利性と畜産物需要の増加等を背景に順調な発展を続け、令和5年農業産出額の49.7%（1,319億円）を占めるなど農業の基幹部門となっている。

2 群馬県の酪農及び肉用牛情勢の変化と対応方向

本県における令和6年の酪農経営及び肉用繁殖経営の1戸あたり飼養頭数は10年前に比べ、酪農経営で1.5倍、肉用牛繁殖経営で1.4倍となり、規模拡大が進展している。一方で、農家戸数は10年前に比べ、酪農経営で約4割、肉用繁殖経営で約3割減少している。

3 持続可能な酪農及び肉用牛生産に向けた取り組み

（1）酪農・肉用牛経営

- ア 計画的な乳用後継牛の確保と和子牛生産
- イ 乳牛の長命連産性への取組
- ウ 牛群検定の加入率の向上
- エ ゲノミック評価を活用した家畜改良の推進
- オ 各種共進会出品対策を通じた改良促進
- カ 畜産クラスターの推進
- キ I C T技術等、新技術の実装の推進
- ク 生産コストの低減と収益性の確保

（2）国産飼料生産・利用

- ア 生産体制の整備・強化
- イ 国産飼料の生産・利用の拡大
- ウ 放牧活用の推進
- エ エコフィードの生産・利用の促進
- オ 飼料生産の外部化と組織支援による拡大

4 関連事項

（1）担い手の確保、経営力の向上

- ア 新規就農の確保と担い手の育成
- イ 外部支援組織の育成・強化

（2）労働力不足への対応

（3）家畜衛生対策の充実・強化

（4）安全確保の取組の推進

- ア 持続可能性に配慮した生産工程管理の推進
- イ 薬剤耐性対策の徹底

- ウ 動物用医薬品に係る安全確保
- エ 飼料・飼料添加物に係る安全確保
- (5) アニマルウェルフェア (AW) の推進
- (6) 環境と調和のとれた畜産経営
 - ア 資源循環型畜産の推進
 - イ 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進
 - ウ 温室効果ガス (GHG) 排出削減対策の推進
- (7) 自然災害に強い畜産経営の確立
- (8) 暑熱対策の推進
- (9) 経営安定対策に係る制度の加入促進
- (10) 消費者の理解醸成

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

【乳牛】

- 令和12年度の生乳生産量を 189,590 t (現状比 93.5%) とする。
- 令和12年度の乳牛の総飼養頭数を 28,100 頭 (現状比 88.0%) とする。

【肉用牛】

- 令和12年度の肉用牛総飼養頭数を 56,600 頭 (現状比 100.4%) とする。
- 令和12年度の肉専用種肥育牛飼養頭数を 27,600 頭 (現状比 108.0%) とする。

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

次のような経営方式で、労働時間や収益の指標を示します。

【酪農経営方式】

- | | |
|---|-----------|
| 1 つなぎ牛舎で経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営 | 経産牛 50 頭 |
| 2 榨乳ロボット等の省力化技術により労働時間を削減しつつ規模拡大を図る法人経営 | 経産牛 150 頭 |
| 3 コントラクターによる稻 WCS を活用した耕畜連携を図る法人経営 | 経産牛 200 頭 |

【肉用牛経営方式】

肉専用種繁殖経営

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 1 国産飼料等の活用と早期出荷を目指す家族経営 | 肉専用種繁殖雌牛 50 頭 |
| 2 ほ乳ロボット等、スマート農業技術を活用した法人経営 | 肉専用種繁殖雌牛 100 頭 |

肉用牛（肥育・一貫）経営

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1 肥育期間短縮により収益性向上を図る家族経営 | 肉専用種肥育牛 300 頭 |
| 2 稲 WCS と稻わらを積極的に利用する家族経営 | 交雑種肥育牛 300 頭 |
| 3 繁殖・肥育の一貫で効率化を図る大規模法人経営 | 肉専用種繁殖・肥育牛 600 頭 |

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模拡大に関する事項

【乳牛の飼養規模拡大のための措置】

飼養規模の拡大を進めるためには、需要に見合った計画生産を図りながら、家畜排せつ物の適正な処理が行える環境と低コストで生産性の高い酪農経営を構築していく必要がある。

そのためには、自給飼料生産を基本とした土地利用型酪農を推進し、コントラクター等についても整備拡充する必要がある。自給飼料生産を基本とした土地利用型酪農を推進していく。また、労働時間削減のための I C T 等の活用やヘルパー利用、公共牧場等の有効利用を一層進める。さらに、牛群検定の利用による生産性向上を図るとともに、高能力な後継牛を効率的に確保するため、ゲノミック評価の活用や性選別精液の利用等を推進する。加えて、地域における畜産クラスターへの取組みを促進し、関連する補助事業等を積極的に活用しながら、省力化や規模拡大を推進する。

【肉用牛の飼養規模拡大のための措置】

優良繁殖和牛の導入により繁殖基盤の維持・強化を図る。特に、酪農家における受精卵移植活用による繁殖和牛経営参入の推進など、経営形態の多様化を支援する。

労働負担の軽減や経営の効率化を図るため、I C T 等、新技術の実装を推進し、繁殖成績の改善や事故率の低減等の飼養管理技術の向上を図る。また、廃業が増加している現状を鑑み、空き畜舎を利活用し、地域での収容能力の向上を図り、飼養頭数の増加を進める。さらに、肥育経営を中心に規模拡大の進展がみられる事から、地域での畜産クラスターの取組を積極的に活用し、総合的に肉用牛生産基盤の強化を推進する。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

【飼料の自給度の向上】

- 令和 12 年度の飼料作物の作付面積を 6,600ha (現状比 83.2%) とする。
- 令和 12 年度の飼料作物の生産量を 68,417TDN トン (現状比 95.0%) とする。

【具体的措置】

- ・飼料用とうもろこしは、コントラクターの活用や共同作業の体制整備によって作業効率の向上を図り、生産と利用を推進する。
- ・WCS は高糖分高消化性品種の作付割合を増やし、作期分散による生産拡大を図る。
- ・浅間家畜育成牧場における草地施設整備事業により、受託頭数を拡大する。
- ・輸入飼料の代替が可能な子実とうもろこし等の国産穀物飼料生産を推進する。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

【集送乳の合理化】

酪農経営の基盤の強化及び生乳の安定的な供給を図るために、生乳流通のコスト削減を進めていく必要があることから、そのため、集送乳及びクラーステーションの合理化について指定生産者団体の計画に即した支援を進めていく。県内の集乳の合理化により、CS は 2 カ所に合理化された。引き続き、生乳流通体制の合理化・集約化に向け、支援を進めていく。

【乳業の合理化】

令和 5 年度では、県内乳業工場は 18 工場あり、そのうち、日量 2 トン以上処理する工場は 11 工場である。それらについては、大手乳業グループ工場、酪農協関係工場、地域型工場が大部分を占めており、再編はすでに終了している。その他の工場は家族経営、地域密着型、6 次産業の取組事例等である。

【肉用牛流通の合理化】

県内には 2 カ所の家畜市場があり、引き続き年間を通じた市場の開催を図る。

【食肉処理加工施設の施設整備目標】

今後、食肉処理施設におけるより高度な衛生水準での安全で良質な食肉生産や流通・販売サイドのニーズに対応するため、ハード・ソフト面から食肉処理施設の業務の効率化・高度化及び生産・流通体制の強化を図る。

群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画の数値目標等

1 乳用牛の飼養頭数及び生乳生産量の目標

区分	飼養戸数	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり乳量	生乳生産量
現在(R5年度)	戸 355	頭 31,900	頭 24,200	頭 22,400	kg 9,051	トン 202,736
目標(R12年度)	戸 259	頭 28,100	頭 21,300	頭 19,800	kg 9,575	トン 189,590
R12/R5(%)	73.0	88.0	90.5	88.4	105.8	93.5
国の見通し※	-	80.3~84.8	-	-	-	91.5~97.4

※国方針のうち関東地域におけるR12/R5の割合(%)

具体的措置

- ①ゲノミック評価及び牛群検定の活用による生産性向上及び性選別精液の利用で高能力後継牛の確保
- ②各種共進会出品対策を通じた改良促進
- ③浅間家畜育成牧場の施設整備による受託頭数の拡大
- ④畜産クラスター事業を活用しICT機器導入による省力化等実現による生産基盤の強化

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区分	飼養戸数	肉用牛総頭数	肉専用種			乳用種等		
			繁殖和牛	肥育牛	計	乳用種	交雑種	計
現在(R5年度)	戸 463	頭 56,400	頭 7,710	頭 25,560	頭 33,300	頭 820	頭 22,300	頭 23,200
目標(R12年度)	戸 403	頭 56,600	頭 7,600	頭 27,600	頭 35,200	頭 700	頭 20,700	頭 21,400
R12/R5(%)	87.0	100.4	98.6	108.0	105.7	85.4	92.8	92.2
国の見通し※	-	99.7~110.4	-	-	-	-	-	-

※国方針のうち関東地域におけるR12/R5の割合(%)

具体的措置

- ①ゲノミック評価を活用した消費者等ニーズに応じた和牛改良の推進
- ②全国和牛能力共進会出品対策を通じた県内和牛能力の底上げと県産牛肉のブランド力強化
- ③経営の効率化に向けたICT技術の推進
- ④畜産クラスター事業を活用した生産基盤の拡大

3 飼料自給率等の目標

区分	飼料作物の作付面積	飼料作物の生産量	飼料自給率
現在(R5年度)	ha 7,930	TDNトン 72,024	% 38.7
目標(R12年度)	ha 6,600	TDNトン 68,417	% 39.2
R12/R5(%)	83.2	95.0	-

具体的措置

- ①飼料用とうもろこしをはじめとする国産飼料の積極的な生産と利用
- ②高糖分高消化性稲品種の利用拡大による増産
- ③子実とうもろこし等の国産穀物飼料生産の強化